

京都市区長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第145号

京都市区長委任規則の一部を改正する規則

京都市区長委任規則の一部を次のように改正する。

第1条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による事務に関すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)